

— 諫早問題に関心を寄せる国会議員の皆さまへ —

諫早湾干拓排水門の開門問題に関する論点

2009年10月

有明海漁民・市民ネットワーク

－ 目 次 －

A 完成した事業が現在ももたらし続けている諸問題 (p.3)

- 第1 自殺者が続発する程深刻な漁業被害
 - 1 ノリ養殖 「2001年度の大凶作以降ノリは採れている」という声は事実誤認
 - 2 漁船漁業 漁獲統計では着工や閉め切りを境に減少している
 - 3 採貝漁業 近年の諫干に起因した採貝業の被害も深刻
 - 4 他海域より大きな落ち込みと温暖化問題
- 第2 農業用水として使われている調整池の水質はけっして改善しない(p.5)
- 第3 調整池排水が諫早湾や有明海に及ぼす影響(p.5)
- 第4 「防災効果神話」が実効性ある防災対策を妨げ住民を危険にさらしている(p.7)
 - 1 河口ダムで河川洪水は防げないー常識が通じない諫干防災効果論ー
 - 2 背後地湛水(冠水)対策に効果があるのは小雨の時だけー大雨時は増災効果ー
 - 3 残るは高潮被害防止効果だけ
- 第5 諫干をタブー視した小手先の有明海再生対策に税金を垂れ流し(p.9)
- 第6 荒唐無稽な農地リーススキームによる国と地方財政の圧迫(p.10)

B 開門による影響は未然に防ぐ方法があり、反対する合理的理由は皆無(p.11)

- 第1 安全・安心な開門にするための対策(p.11)
 - 1 排水機場の新增設と排水路整備および暫定措置としての移動ポンプ車の配置
 - 2 安心できる農業用水の確保 (p. 13)
 - 3 開門調査に備えた事前の閉門時データの取得(p.14)
- 第2 短期開門調査時の開門方法から開始し、段階的に拡大を(p.14)
- 第3 実際の開門こそが開門アセス(p.15)
- 第4 来春には開門を実現し、民主党政権の自然再生・第一次産業重視政策のアピールを

C 長崎にとっての開門のメリット(p.15)

A 完成した事業が現在ももたらしている諸問題

—次の第1～5の問題を解決するために早期開門は必須である—

第1 自殺者が続発する程深刻な漁業被害

- 1 ノリ養殖 —「2001年度の大凶作以降ノリは採れている」という声は事実誤認—
 - ①従来はほぼ2月までだった漁期を02年度以降は4月まで延長し、質の落ちるノリ枚数を増やしている結果として統計上増加しているだけであり、所得は減少。
 - ②諫早湾内の海水の直撃を受ける大浦（佐賀県南部）、有明町（長崎県島原半島沿岸）、大牟田（福岡県南部）、荒尾（熊本県北部）は、漁期を延長しても閉め切り前の水準に及ばない。不安定とは言え概ね順調なのは、諫早湾内水の直撃を免れる佐賀県東部、福岡県西部、熊本県南部に限られる。
 - ③閉め切り後の有明海では、第一に赤潮件数が増加・大規模化してノリ養殖に必要な栄養塩をプランクトンが横取りしてノリの色落ち被害をもたらし、第二に潮流速が鈍化してノリの病気が蔓延しやすくなった。
 - ④ノリ養殖には数千万円の設備投資が必要で、ノリ漁民は債務を相互に保証しあっているため、借金の返済に困ると「保証人になってくれた仲間に迷惑をかけられない」と思い悩み、農水省のかたくな開門拒否政策から将来の展望を見いだせずに自殺の道を選んでしまう。
- 2 漁船漁業 —漁獲統計では着工や閉め切りを境に減少している—
 - ① ヒラメ、ニベ・グチ類、カレイ類、クルマエビ、ウシノシタ類（クツゾコ）など、底層に生息する魚類は、工事着工の89年以降、特に97年の潮受堤防の閉め切り以降現在も、漁獲が落ち続けている。
 - ②有明海魚類の二大産卵・揺籃場だった諫早干潟（すでに農地や調整池となっている）を含む諫早湾と前の海と言われる佐賀県沖合のうち、一方は破壊され、残る一方も諫干のために年々泥化が進行して劣化していることが原因の一つ。
 - ③工事による濁りの発生や海底の泥化、閉め切り後の潮流鈍化による一層の泥化の進行、有害シャットネラ赤潮（着工前の有明海では発生していなかった）の激増、底層における貧酸素水塊の増加による生息環境の悪化も原因の一つ。
- 3 採貝漁業 —諫干に起因した採貝業の被害も深刻—

有明海全体の統計では80年代の熊本県のアサリ減少が顕著であり、これは諫干とは無縁の川砂採取・ダム堆砂が原因だったが（今では採砂規制が進んでいる）、近年の諫干に起因した採貝業の被害も大きく、特に湾内漁民を困窮させている。

 - ①諫早湾内のタイラギ —93年度以降現在まで連続休漁—

当初は、海底ヘドロの掘り返しによる成貝の窒息死、湾口部からの採砂（潮受堤防築堤材料に使われた）による最良漁場の直接的破壊、工事の濁りの大量発生や潮流鈍化に伴う海底の泥化によるタイラギ幼生の着底阻害が原因だった。海域工

事の終了後は、泥化した漁場に覆砂をしても湾内タイラギ漁が復活しないのが現状だが、それは閉め切りによる湾内および周辺海域での貧酸素水塊の発生により、稚貝が夏を越せないため。

- ②佐賀・福岡・熊本県のタイラギ ー閉め切り後に西側から漁場が失われているー有明海奥部（佐賀・福岡・熊本県沖合）のタイラギ漁場では、すでに佐賀県大浦（諫早湾に最も近い）で97年漁期から変調を来し始めたが、年を経るごとに西側漁場から徐々に採れなくなっていき、現在は三池港・大牟田市・荒尾市沖合の漁場を残すのみで、ここも最近は操業と休漁を繰り返す状態。
- ③タイラギ幼生が着底すらしなくなった西側漁場の海底は、閉め切り後急速に泥化が進んでいる（タイラギは砂がないと着底不能）。有明海奥部中央から東側の漁場では、密度こそ減少しているが着底はしている。しかし夏場の貧酸素で「立ち枯れ」（成貝が立ったまま斃死すること）を起こし、秋以降の立ち枯れも見られる（秋の原因の特定は出来ていないが、潮流鈍化による餌不足、幼生時代に諫早湾口部で貧酸素に晒される影響の後遺症などが考えられる。有明産と瀬戸内産の比較実験では、同一条件で生育させても有明産の生残率が悪いという結果が得られている）。
- ④ナルトビエイの食害が原因と農政局は強調するが、これは閉め切り前から見られたことであり、アサリやタイラギが豊富に採れていた時には漁師は問題にすらしていなかった程度の被害量。
- ⑤小長井など湾内4漁協には、手厚い保護政策によって養殖用アサリ・カキの稚貝の無償配布や漁場への覆砂などが繰り返されているが、閉め切り後はほぼ毎年のように壊滅的被害を受けている。アサリの場合は湾内特に潮受堤防前面で頻発する貧酸素が、淡水に弱いカキの場合は大雨時の大量排水が原因である可能性が高い。

4 他海域より大きな落ち込みと温暖化問題

有明海異変の原因を諫干と言わせたくない勢力は、漁業は全国どこでも低迷しているとか、地球温暖化で赤潮が増えたからだとか、ノリ養殖業で使う酸処理剤が原因だなどとする反論を試みているが、有明海の漁獲は瀬戸内海や全国の統計より落ち込みが激しいし、全国で最近急激に赤潮が増えた海域は有明海以外に存在しないし、諫早湾ではノリ養殖は行われておらず、水産庁調査でも酸処理が原因ではないと明らかになっていることからしても、これらの理由は諫干を正当化するための非科学的な言い逃れに過ぎない。また佐賀・福岡・熊本県の干拓・筑後大堰・ダム・港湾工事などが原因であるとも言うが、諫干とは年代や規模が異なるし、90年前後から現在まで続く異変原因を説明できる大規模改変は諫干以外にない。以上から、有明海異変は諫干原因説を採用するほかない。

第2 農業用水として使われている調整池の水質は決して改善しない

97年4月の閉め切り直後から調整池水質はどんどん悪化していき、CODも農業用水の環境基準（5mg/l）をはるかにオーバーしてきたが、営農開始とともに一段と悪化して最近では10mg/lを超える。地元自治体は、これを予想して着工前後から下水道整備事業や高度処理化に取り組んできたため、調整池に流入する河川水質は改善されたのだが、肝心の調整池水質は一向に改善されていないのが現実。今後とも改善されないのは確実。かつて塩分のあった湿地を淡水化した八郎湖・霞ヶ浦・児島湖はいずれも数十年水質問題が解決できずにいる。1962年完成の児島湖では水質対策に20年で4700億円を投資しても効果がなく、現在はさらに1900億円をかけた計画が進行中。

こういう前例を教訓としない九州農政局も、水質改善策と称して、葦の植栽・野菜筏の設置・潜堤造成など無駄な投資を繰り返してきた。開門して調整池に海水を入れれば一挙に解決する問題である。また97年から屢々発生してきたアオコには肝臓障害をもたらすマイクロシスチンが含まれるが、07年は6月から翌年1月まで大規模に発生し、11月頃には調整池全体を覆うほど増殖して大きく報道された。このアオコは農業用水の取水場所近くで頻繁に発生しており、調整池水は農業用水として健康上も不適。なおアオコも海水導入とともに発生しなくなるが、開門に反対する人々は、いわば巨大な汚染源と化している調整池を、「新たな淡水生態系を守れ」と強弁していることになる。

地元自治体も総事業費950億円の調整池水質保全計画を実施し、年々30億円前後を投下しているが調整池水質は改善せず、計画自体が5年後の目標達成を放棄している。しかも最近は下水道への接続率が悪化しており、未整備地区は過疎地域ばかりなので、投資の割に効果は今後ますます小さくなると見られる。

第3 調整池排水が諫早湾や有明海に及ぼす影響

97年の閉め切り後は、諫早湾と共に有明海の潮流を鈍化させ、また造成された調整池の水質悪化で諫早湾や有明海に悪影響を今も与え続けている。

閉め切り後2～3ヶ月でCODが8mg/l前後（最近では営農のため10mg/lを超える）に水質が悪化した調整池では、その後年間を通じて慢性赤潮状態。調整池内赤潮では消費できないままの栄養塩や有機物たるプランクトンも一緒に諫早湾に排水される（多雨期はほとんど毎日、少雨期でも週に1回程度）。築堤・閉め切りのために潮流がゼロになってしまった堤防前面では、淡水と海水の混合には時間を要することから、調整池からの栄養塩は諫早湾内赤潮激増の一要因となっている。しかも諫早湾内でいつも発生する赤潮のため湾内海水は常時、栄養塩が枯渇しており、この貧栄養塩表層水が直撃する海域（大牟田や荒尾など）のノリを不漁にしている。

他方排水に含まれるプランクトンなどの有機汚濁物は潮受堤防前面付近に沈降・堆積するが、これに湾内で新たに発生する赤潮プランクトンの死骸も加わって、海底ではその分解のためにバクテリアが働き酸素を大量消費するので貧酸素水塊が形成されたり硫化

水素が発生する。こうして諫早湾内の底質は、いわばヘドロ化していく。

湾内ヘドロは、通常期は潮流に運ばれて徐々に島原半島沿いに流出する。他方、大雨時は有明海最大の筑後川から大量の淡水が海面を一举に南下してくるのを補充するため、諫早湾の底層海水は北上することになる（エスチュアリー循環流、河口循環流とも言う）ので、その際に佐賀県西部に湾内ヘドロを運び込む結果となる。こうして今も、諫早湾のヘドロは島原半島沿岸や佐賀県海域の底質を悪化させ続けている。

なお潮受堤防の築堤・閉め切りは有明海全体の潮流を弱める悪影響ももたらしたが、このために有明海沿岸河川から流入する懸濁物が河口沖合で沈降しやすくなり、これもまた有明海の底質を悪化させる要因となっている。潮汐潮流の減少は、成層度の強化（海水が上下で混ざり合わなくなる）をもたらしただけで、有明海での赤潮とその表裏の関係にある貧酸素は、発生件数はもちろんのこと、その広さや厚さが閉め切り前より極端に増加した。

ちなみに国側は、有明海の貧酸素は1970年代末から一部で観測されているとして、近年の有明海異変はその延長線上にすぎないとするが、当時の漁獲はむしろ増加しており、誰も貧酸素を問題にしようとはしていなかったし、学会では有明海は赤潮のない海域として有名だった。これほど貧酸素や赤潮が深刻となって注目されるようになったのは閉め切り後である点は、衆目の一致するところ。もし国が80年頃から有明海異変の予兆を見ていたとするなら、さらに有明海を痛めつけることになる諫干を、なぜ断行したのかという話になってくる。また農政局はモニタリングデータによって、潮受堤防前面を除けば諫早湾の底質に閉め切り後も変化はないのだから、有明海にも影響があるはずがないと強弁する。しかし農政局の底質調査方法は、スミス・マッキンタイア採泥器で海底表面の底質を12センチほど一挙にすくい上げ（この間に微細な泥成分は水と一緒にこぼれ落ちる）、しかもそれを実験室で混ぜ合わせてから粒度分析機にかける方法を採用しているが、これでは年間0.5センチほど堆積していく泥の増加傾向を把握できない。柱状コア採泥器を使った長崎県総合水産試験場の調査データでは、湾内では閉め切り後明らかに泥化が進行している。また有明海の泥化（細粒化）については、農政局は戦後何十年来続いてきた細粒化傾向の延長線上にあるだけと言って近年の細粒化を否定はしないが、河口沖合では閉め切り後に顕著に泥が堆積しているというデータがあり、有明海の泥化・細粒化は閉め切り後に急速化したと見るのが妥当。なお有明海の細粒化・泥化を暗黙のうちに認める農政局が、なぜ諫早湾に限っては泥化・細粒化が進んでいないとするのか、その合理的理由を示していない。また農政局は、諫早湾のCODなどの水質に変化がないから（それは排水が漂う表層水を観測しないからにすぎない）、有明海に影響があるはずがないという論法も採用するが、実際には湾内のSSやDIN、赤潮発生件数など、水質は変化している。

第4 「防災効果神話」が実効性ある防災対策を妨げ住民を危険にさらしている

諫干事業のいかがわしさは、事業目的自体が変わってきたという点に見て取れる。1952年からの長崎大干拓計画は戦後の食料不足を背景とした水田造成目的だったが、それが米余りと開田抑制政策で中止になると、70年には畑地造成と飲料水確保を目的とする長崎南部総合開発計画に衣替え。これが82年に有明海漁民の反対で中止に追い込まれるや、今度は防災を謳い文句とした現計画が事業化された。一貫していたのは複式干拓ありきという点。事業推進派は「有明海の歴史は干拓の歴史」と言うが、たしかに小規模地先干拓の歴史ではあっても、大規模複式干拓は八郎潟・児島湾に続き、有明海では諫干が初めて。八郎潟や児島湾では謳われていない防災は、言わば「後から考えついて付け足した事業目的」に過ぎない。

1 河口ダムで河川洪水は防げない ー常識が通じない諫干防災効果論ー

調整池が存在しない単式干拓とは異なり、複式干拓は、潮受堤防と内部堤防の間に灌漑用水確保のために調整池を設ける干拓方式。このため調整池に流れ込む河川水を貯水し、そこに海水が入らないように海側の水位が下がった時に排水するという水門操作を行う（調整池が流入河川水で溢れないように、現在も水位調整のために一定程度貯まったところで海に排水されている点を、開門に反対する方々は忘れてる）の仕組みなので、調整池水位は水門操作で比較的自由にコントロール出来る。これに目を付けた官僚は、マイナス1m管理による「防災効果」論を思いついた。

すなわち農政局は、1962年の諫早大水害の悪夢の記憶が消えない市民の感情につけ込んで、諫干で諫早大水害を防ぐことが出来るという大嘘の宣伝を事業推進の梃子にしてきた。これは水害の悲劇を悪用したものであり、数百人もの死者を冒瀆するもの。農政局は、「諫早大水害は洪水と満潮が重なったのが原因」であり、大潮満潮時に2.5mにもなる河口水位を「諫干で-1mに低めておけば諫早大水害は起こらない」とする虚偽の理屈で市民をだましてきた。実際の諫早大水害は、満潮で河口水位が高かったからではなく、本明川自体の流下容量の小ささがもたらした結果であり、たとえ河口水位を低めても本明川河口から2キロ地点で水理学の言う「収斂」現象が起こって、2キロ地点より上流の河川水位は河口水位とは無関係になることが知られている。2キロ地点より下流に限っては、たしかに河口水位が低いほど河川水位も低くなるので（この点をとらえて最近の農水省は「効果は市内の全地域には及ばない」という言い方をし、下流で多少なりとも効果があるように装っている）、豪雨が大潮満潮と重なった場合はマイナス1m管理が2キロ地点より下流の河川水位を多少なりとも低めるが、しかし豪雨が大潮満潮のマイナス2.8mの際に発生するケースでは、マイナス1m管理時より下流水位は低くなるはずであり、そのプラス・マイナスを考慮すれば効果はほとんど相殺される。実際には諫早大水害級の大雨では調整池水位は大潮満潮位に近い2.01mに、また農地半減の計画変更前は大潮満潮を超える3.17mにまで上昇するとシミュレートされており、結局のところ諫干は河川洪水の防止はもちろんのこと、その河口付

近の水位低下（被害軽減）にも役に立たないと言えるし、計画変更前なら逆に増災要因だったのは明らか。結局河川洪水は、上・中流の遊水池に水を逃がす、上流にダムを建設する、河川の掘削・拡幅や堤防かさ上げなどの河川整備で防止・軽減する以外に手段はありえず、河口部の構造物で防ごうなどと言う常識外れの突飛な計画は全国で諫干だけ。

洪水対策のために実際には、諫早大水害後、建設省や国交省が河川整備を進めてきており、また諫早市がハザードマップを作成していることに示されるように、諫干完成後の今も洪水は起こりうるものであり（国交省は本明川ダムを計画中）、「諫干で枕を高くして寝られるようになった」と未だに言い張る諫早市民には、今も危険であることを知らせていかねばならない。現に 99 年には、大雨で諫早市全域に避難勧告が出された事実がある。

2 背後地湛水（冠水）対策に効果があるのは小雨の時だけ—大雨時は増災効果—

農政局の嘘宣伝に騙されてきたのは、諫早大水害や長崎水害の再来におびえる諫早市民や、「市民の生命財産を守るために漁業権を放棄してほしい」と説得され、応じてしまった湾内漁業者だけではない。戦後長年にわたり深刻な田畑の湛水被害を受け続け、諫干でそれが解決されると信じ込んで事業推進住民団体の中核となってきた小野・森山・吾妻地区など、ゼロメートル地帯で営農する背後地農民もまた嘘宣伝の被害者である。これらの地域では、諫干が完成すれば防災は万全になるものと信じ込んできたため、ひび割れし屈曲した既存堤防をそのまま放置し、樋門や排水機も老朽化するに任せ、排水路整備も戦後ずっと怠ってきた。既存堤防こそ改修の必要はないが（洪水時もまた開門しても水位はそこまで達しないから）、樋門・排水機・排水路整備は現在も将来も必要な対策なのに、である。なぜなら農水省のシミュレーションによれば、現在でも、諫早大水害級の豪雨があると、背後地では湛水水深が 0.71m～3.71m にも達するとされている。1機でも多くの排水機の整備を進め、強制排水する以外に被害を防ぐ方法はないにもかかわらず、農民に調整池のマイナス 1 m 管理で万全だと思い込ませている農水省は実に罪深い。

さらに驚くべき事には、排水機や排水路整備の防災対策施策を進めるべき立場にある長崎県議会議員の中には、調整池のマイナス 1m 管理という触れ込みを、どんな大雨時でも 24 時間 365 日マイナス 1 m に保たれるのだと思い込んでいる議員がいることである（本年 6 月定例会議事録）。それは海の潮汐への無理解に基づく。調整池からの排水は水門を通して行われるが、それが可能なのは調整池よりも海側の潮位が低い時間帯に限られる。排水が不可能な時間帯に大雨が調整池に流れ込んできた場合は、マイナス 1 m を維持できないのは理の当然である。しかも海と調整池水位の内外水位差が小さいときは、排水可能量よりも調整池への流入量が上回るから、干潮で排水しているのに調整池水位がどんどん高くなり、昔のように潮受堤防がなければ干潮で自然排水できたところを、今では潮受堤防と調整池の存在が邪魔になって自然排水が阻害され

ているのが実態。09年6月末に起きた湛水被害はその一例に過ぎないが（小潮だったので内外水位差が小さく、たとえ南部水門に加えて北部水門から排水しても全排水量はほとんど変わらなかったはずで、湛水被害は不可避だった）、農水省が公共事業チェック議連に提出したデータによると、閉め切り前の15年間に7回あった湛水被害が、閉め切り後の11年間では17回と3倍以上にも増えており、結局諫干は湛水対策としても逆効果だった。

閉め切り直後から背後地の湛水被害が続出したため、その防災効果に疑問の声が上がったのを背景にして、長崎県と諫早市は慌てて小野地区の排水機場建設や排水路整備事業に取り組んできたため、今回の湛水被害は免れている。被害を被ったのは、その対策を怠ってきた森山地区だったという事実は、諫干には背後地湛水対策としての効果すらないことを物語っている。

ところが、事業を推進してきた後ろめたさ故なのか、その現実には目をつぶり、森山地区を先頭とする背後地の農民は「諫干で水はけが良くなった」と言い張る人が少なくない。それは、調整池水位がマイナス0.5mを上回らない程度の降雨であれば、依然として農地よりも水位が低いから満潮時でも自然排水が可能となり、また大雨よりはその程度の降雨が回数的には多いだろうから、日常的には水はけが良くなったと感じている農民が多いのだと推測できる。しかしひとたび調整池水位が農地よりも高いマイナス0.5mを越えるほどの大雨時には湛水は避けられない。森山地区も小野地区同様のポンプの増新設が必要なゆえんである。肝心の大雨時には逆に増災となる諫干が、なぜ地元では「防災効果を発揮している」と言われるのか、まことに不可思議と言うほかない。たとえば東京湾沿岸にはゼロメートル地帯が116km²もあり176万人が居住しているが、護岸堤防と排水機場を中心とする対策が取られて効果を上げており、この方式がゼロメートル地帯の防災対策の常識。なぜ諫早は特殊な方式を採用したのか。それは防災の素人集団たる農水省干拓技官の「複式干拓ありき」の発想故としか考えられない。

3 残るは高潮被害防止効果だけ

諫干に防災効果があると言われる場合、洪水や湛水被害には効かないと分かっている者の中には、実は高潮防止機能を指して言っていることがある。潮受堤防は7mもの天端高があるのだから、4.9mの伊勢湾台風時の高潮を軽く防ぐのは当然だが、その目的であれば既存堤防の嵩上げ改修で十分だった。費用は三分の一以下で済んだし、魚介類の産卵揺籃場であり、水質浄化機能をもち、生物多様性の宝庫だった干潟を、わざわざ農地や調整池のために破壊せずに済み、また有明海異変も生じさせなかったはずだからである。自民党政権や官僚は何という馬鹿げた事業を実施してしまったことか。

第5 諫干をタブー視した小手先の有明海再生対策に税金を垂れ流し

しかし官僚は作ってしまったものは仕方がない、もし有明海異変の原因だとしてもその

証明（中長期開門調査）を妨害し続ければ、自らの失敗を糊塗し続けることもできると考えたのだろう。農水省は、ノリ第三者委が提言した中長期の開門調査を拒み、諫干には手を触れないままに、有明海再生事業と称して莫大な税金を今も投入し続けている。肝心の患部をそのままにして無関係の箇所に治療を施しても病気は治癒しない。永久に無駄な税金を投入し続けるために、2002年に「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、2004年には当時の亀井農相が中長期開門調査の見送りを表明し、その代わりとして、1. 有明海の環境変化の仕組みの更なる解明のための調査、2. 有明海の環境改善を効果的に進めるための現地での対策の実証、3. 調整池からの排水の抜本的な改善、を進めるとして国・地方合わせて年々70億円前後もの税金を投入してきたが、今日に至るも環境変化の仕組みは不明、有明海環境改善の効果は上がらず、そして調整池水質はむしろ悪化した。御用学者もまた、国から莫大な調査研究費用を得ながら、諫干には触れない論文の発表や核心を突かないシンポを繰り返すのみ。

第6 荒唐無稽な農地リーススキームによる国と地方財政の圧迫

当初から「耕作放棄地が増加する中で、あんな干拓地に入植する農家はいない」と言われ続けてきた諫干を、メンツにかけても成功させなければならない農水省と長崎県は、様々な手段によって農家の負担を軽くして営農が実現するよう制度変更を重ねてきた。第一に、干拓地は農家による買い上げという土地改良法の原則を破って賃貸リース方式（中海干拓から編み出され始めた）を採用することで、農家が希望しやすい制度にし、第二に、土地改良法上禁じられている県による国からの干拓地の直接取得を、長崎県の100%出資の長崎県農業振興公社に肩代わりさせることとし、第三に、その公社が国から買い上げる土地の買い取り価格は、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」を改正するなどして51億円（国は2533億円を投下して51億円を得ただけ）にまで大幅圧縮し、第四に、元手資金ゼロの公社には天下り団体の土地改良資金協会に無利子優遇措置を創設させて融資させたり、長崎県国営干拓事業負担金徴収条例を改正して受益者（公社）負担を県が肩代わりしたりするなどした結果、公社は農家に1区画6haあたり90万円（10aあたり1.5万円）という格安のリース代で貸し出しが可能になった。しかしこれは、公社が借金を完納できるのは98年先という途方もないスキーム（当初のスキームでは借金返済は永遠に出来ない仕組みだった）に基づいて、初めて成り立った格安リース料金なのである。結局は、国民や県民が、従来制度なら農家が負担していた金額を、税金で支払っているにすぎない。「アオコ水で作った諫干ブランド」というリスクを犯して営農している農家もまた、事業の犠牲者である。ここで1区画でも空き地になってしまってもリース代が公社に入金されなくなれば、長崎県や土地改良資金協会の資金回収を更に遅らせ、その分は県民や国民負担に跳ね返ってくるだけである。

以上のうち第 1 から第 5 の理由から、開門は待ったなしである。しかし、すでに営農が始まり、現状の防災機能も不十分である現実を踏まえた開門方法を採用しなければならないのは言うまでもない。

B 開門による影響は未然に防ぐ方法があり、反対する合理的理由は皆無

民主党 2003 年のマニフェストでは「無駄な公共事業を中止し、川辺川ダム、諫早湾干拓、吉野川可動堰を直ちにやめます。」と当時の菅直人代表が約束したが、事業完成を受けた INDEX2009 の記述は次の通り。「諫早湾干拓事業については、干拓事業と有明海の環境変化との因果関係について科学的知見を得た上で、地域の意見によって有明海の再生に向けた取り組みを推進します。潮受堤防開門によって入植農業者の営農に塩害等の影響が生じないよう万全の対策を講じ、入植農業者の理解を得ます。」

前半の文章にある「科学的知見を得」ないままに農水省が行ってきた有明海再生事業（本稿 A の第 5 「諫干をタブー視した小手先の有明海再生対策に税金を垂れ流し」）は否定され、まず科学的知見を得るための潮受堤防開門が明記されている。「地域の意見によって」の地域とは長崎を含む佐賀・福岡・熊本の沿岸 4 県の漁業者をはじめとする関係者を指すものと解される。後半の文章にある「塩害等の影響」とは、農業と防災への影響を指すものと解され、その対策を講ずることが重要であって、ここには開門アセスの必要性は述べられていない。したがって塩害や防災に影響が生じないよう対策を講じ、農業者や地元の理解を得ることが開門への第一歩とするのが民主党のスタンスである。ところが開門アセスを盾に、地元理解の前提たる開門のための対策の実施を拒んでいるのが農水省自身であり、さらに地元の政治家も不勉強かつ感情的な開門拒否論を言い立て、農民の理解を妨げているのが現状。

第 1 安全・安心な開門にするための事前対策

開門に際して、高潮注意報が発令された場合は、事前に調整池水位を低めておいたうえで水門を閉鎖すれば高潮被害を防げるという点は、農水省も我々も共通認識。また河川洪水も、河口から 2 キロの収斂点より上流の水位が、河口水位の高低によって影響を受けることはないという水理学の知見からは、開門は市内（河口から 5 キロ）の洪水問題とは無関係。最近こそ農水省は、開門と洪水を結びつける防災効果論を控えているが、諫早市民の中には、開門で諫早大水害が再来すると誤解し、これを理由に開門に反対する者もいるから、農水省・農政局・長崎県・地元自治体はその誤解を解いていく責任がある。ところが実際には、首長や議員たちが誤解を煽っているのが現状。諫早市民の多数派は、今まで事業に反対し、開門を望んできたのだが、ここでは市民・県民と首長・議会の「ねじれ」が生じている。

我々の要求に応じて本年 7 月上旬に、本省職員が宮本・諫早市長に説明に赴いたが、「諫

早大水害のような山津波は諫干で防げない」と述べただけで、未だに「河口水位を低めても河川水位を低めることはできないから、諫干に洪水防止や軽減する機能はない」という正確な説明はしようとしていない。

実際に防災上残る課題は、高潮と異なり予報が困難な集中豪雨時における背後地湛水問題だけである。

1 排水機場の新增設と排水路整備および暫定措置としての移動ポンプ車の配置

A の第 4 の「2 背後地湛水（冠水）対策に効果があるのは小雨の時だけ一大雨時は増災効果一」で述べたとおり、潮受け堤防と調整池の存在は海の干潮時における自然排水の機会をなくしたために、背後地防災上はマイナス要因となり、湛水被害は閉め切り後 3.3 倍に増加した。特に被害が頻発したのは、諫早市小野島地区、旧森山町（共栄干拓田尻地区）、旧吾妻町（山田干拓）だったが、閉め切り後の湛水被害の続発後、諫早市は小野島地区の排水機場の新增設・排水路整備を進めたため、当該地区の湛水は最近激減しており、本年 6 月末の被害もなかった。これに対し、旧森山町や旧吾妻町は防災対策を怠ってきたため、閉め切り後も被害が絶えないのが現実。ただし少雨で調整池水位があまり上昇しない程度の雨なら海の潮汐に無関係に自然排水が可能なので、住民は「諫干で水はけが良くなった」と感じている。これが誤解に拍車をかけているので厄介。

開門は、背後地湛水に対してはプラス面とマイナス面がある。プラス面は、マイナス 1 m よりも潮位（調整池水位）が低い時の降雨であれば、現在以上に水はけは良くなること。マイナス 1 m よりも潮位（調整池水位）が高い場合は、現在より状況は悪化するので「開門のために水はけが悪くなった」という声が上がりがかねない。むろん、次の干潮を待てば自然排水ができるので、本年 6 月末からの被害のように 4 日間も水に浸かることは開門中はなくなるのだが、閉め切り後毎年平均 1～2 回もの湛水被害があるという事態は放置できないから、森山・吾妻地区への排水機場や排水路整備が必要。

なお諫早市は森山地区（合併で諫早市に編入）への防災対策によりやく動きだし、排水機場設置など 59 億円の防災計画の実現を本年 7 月下旬に県や農水省に要望済みなので、長崎県に開門の是認を求めつつこの予算化を図るべき。ただし吾妻地区は未だ計画自体がないし、森山も完成が平成 27 年度の計画となっており、その完成まで開門は待てない。したがって工事と同時並行で開門し（開門当初は調整池上限水位をマイナス 1 m とするので現状と防災機能は同じ）、その後調整池水位を徐々に上げていく開門第二段階以降は移動式ポンプ車（諫早市内に国交省が 2 台を配置済み）の増強・活用を図りつつ、排水機場の整備状況に応じて調整池上限水位を更に高めていけば、常時開門が可能。なおこの排水機場の新增設が、開門に備えた対策事業の一環という位置づけならば、農水省が認めているように、全額国庫負担であるが、

今回の 59 億円は通常の農地湛水防除事業としての位置づけなので、半額は地元負担となる。県は、地元で負担をしてでも開門に反対し、諫干の防災機能の不十分性を糊塗する意図と推測できる。

2 安心できる農業用水の確保

A の第 2 「農業用水として使われている調整池の水質はけっして改善しない」で述べたとおり、現在の調整池水は、たとえ農作物栽培が可能であっても、環境基準を満たさず（周辺住民に不快感を与えるレベルで、ユスリカ・カメムシなどの発生源となり、そのため堤防道路をドライブする観光客が車から降りられないほど）、特に慢性的に肝機能に影響するミクロシスチンを含むアオコが問題。また異常な濁りや堤防から浸透する塩分もある。このため新干拓地の農家の中には、調整池水を使わず、井戸水を利用する者もいる。したがって調整池水の農業用水利用を断念し、海水を導入すれば、環境基準が満たされ、アオコや濁りやユスリカなども消えて、観光資源としての価値が高まる。

また森山地区の国営共栄干拓（昭和 30 年代入植）はもともと欠陥商品と言ってよく、前述のように大雨時の水はけが悪いだけでなく、農業用水も不足してきた。このため農民は地下水をくみ上げて使ってきたため、周辺地域の地盤沈下が激しい。諫干完成によって、共栄干拓地先の釜ノ鼻樋門を常時開放し、潮遊池と調整池を一体化させたうえで、その潮遊池からポンプアップして農業用水に利用している。したがって開門して調整池に海水が入ると、樋門を閉じざるを得ず、以前の水不足状態に戻ってしまうことも懸念される。

そこで開門に際しては、新干拓地とともに森山地区への農業用水の手当が必要になる。水源としては、諫早中央浄化センターの高度処理水（現在は調整池に放流されているが、水質は問題なし、水量も極端な渇水期以外は十分すぎる程豊富）や本明川の水利権未設定水（公園堰より下流は水利権未設定。ただ河口からの直接導水は塩分遡上の可能性がある）、公園堰から小野地区方面に導水している水の余剰水の再利用策が現実的）の畑地への導水が有力。

なお導水工事が来春の開門に間に合わない場合は、過渡的措置として中海干拓で使われたような簡易ため池の設置で対応可能。諫干は畑作なので、灌漑用水は本来降雨不足を補う程度の量で足りる（農水省は水田並みに過大に算定しようとしている）。

ちなみに長崎が懸念する「塩害」には、農業用水だけでなく、地下からの農地への塩分浸透と潮風害を指す場合もある。新干拓地の内部堤防に沿って張り巡らされている排水路は幅も広く、旧干拓地の潮遊池と同様に、海水からの塩分浸透の緩衝帯の役目を果たすので、浸透塩害発生の可能性は低い（海岸近くの田畑は諫早だけでなく全国至る所にある）、念のために開門中は農地の塩分濃度を常時測定し、もし浸透の予兆があれば、農政局お得意の除塩措置を施せば塩害は未然に防止可能。現に農政局は、

塩分が濃い干潟を農地に換えた実績があるのだから容易な技術である。また 10 年に一度程度は襲ってくる潮風害は避けようがないが、潮水をかぶった直後に雨が降ったり淡水を散水すれば農作物被害までは至らないので、この点からも水源確保策がポイント。それでも万が一農産物に潮風害があれば、国がその補償を約束しておけば解決する。

3 開門調査に備えた事前の開門時データの取得

「諫干以外の要因との定量的関係が不明」として工事差し止めの佐賀地裁判決を取り消した福岡高裁、「着工前のデータ不足や赤潮発生メカニズムの知見不足」を理由に因果関係は不明とした公害等調整委員会の原因裁定などの二の舞を避けるために、今次開門に際しては、農水省の判断だけによる調査項目や地点設定を許さず、研究者の要望に応えた真に必要な調査項目や調査ポイントでのデータ取得が重要になる。このため開門後のデータと比較すべき閉門時データを今から早急にとらねばならないが、その調査項目と調査地点をどう設定すべきか、まず専門の研究者に検討してもらい、年明け早々から農政局に調査を行わせる必要がある。このため有明海特措法を今秋の臨時国会で早急に改正して、開門調査を明文化し、同時に有明海特措法規定された有明海・八代海総合調査評価委員会（通称：評価委）を年内にも再開して（現在、与野党の法の見直し協議が合意に達せず、評価委は休止中）、開門前と開門中のデータ比較を依頼して諫干事業の有明海異変に与えた影響を正しく評価・認定してもらうことが必要。その際は防災や農業の専門家も入った評価委が、開門中の調整池水位の上限など海水導入量の増加方法などを随時提言することになる。

第2 短期開門調査（2002年4～5月）時の開門方法から開始し、段階的に拡大を

昨年7月の控訴に際して若林農相は開門アセスの実施を表明し、現在準備書を作成中。アセス終了まで6年、また長崎県に事実上の拒否権を与えるなど、早期開門に結びつくものではなく、漁民は待てない。

調整池水位変動幅を20センチ、水位上限をマイナス1mに制限した短期開門調査が実際に行われた実績があり、その方法であれば、農業用水の手当が出来れば防災に影響なしでいつでも実施が可能なので、来春の開門を目指して実務作業を進めるべき。

農水省官僚は「アセスを行って、まず開門の影響がどの程度かを調査予測し、そのうえで影響の回避・低減策を示さなければ、長崎県の合意は得られないから、どうしても開門アセスは必要」としている。しかし短期開門レベルなら海域への好影響はあっても悪影響はないから、問題は海水導入による農業と防災への影響に限定される。その影響や回避策は上述のように既に明らかなのだから、今更アセスから始める意味はない（開門アセスの実施をと言う大臣談話が政治判断なら、直ちに開門をという政治判断も可能）。

短期開門を行いつつ、同時並行で恒久的な防災対策工事（水路や排水機場）や農業用水導水工事を行うことが可能であり（そのためには来年度予算でこれらの経費を確保することが必要）、防災対策の進捗状況に応じて、調整池水位も短期開門時のマイナス1 mに縛られることなく上げていくことができる。

第3 実際の開門こそが開門アセス

さらに農水省版開門アセスは、開門による有明海の変化をコンピュータシミュレーションで予測することが大きな柱とされており、そのための新モデル構築のために1年かけて新たなデータを取得するとしている。しかしそんな机上の予測は不要であり、実際に開門し、有明海の生データを蓄積していくことこそが、開門が有明海に与える好影響を正しく評価し、結果として事業の事後アセス・有明海再生策となる。この意味においては、我々も開門による事後アセスを否定するものではなく、本年4月にあるべき開門アセスの対案を発表している。

農水省も、長崎県の同意さえあれば、（農水省版の）アセス途中でも準備工着手は可能と表明しており、政治判断によって来春の開門は十分可能である。

第4 来春には開門を実現し、民主党政権の自然再生・第一次産業重視政策のアピールを諫干事業は、菅代表代行が言うとおりの「自民政権の失政」である。公共事業の名の下に、有明海という「宝の海」が破壊された。この種問題は全国に山積しているが、開門によって有明海再生への道を開くことは、民主党政権の自然環境保全・農林漁業重視の姿勢を国民に象徴的に示すことになる。

C 長崎にとっての開門のメリット

長崎選出議員や地元の首長や地方議会議員らには、以下の諸点を強調し、早急に開門への理解を得る努力が必要。

- ・調整池水質改善費用（毎年30億円前後）が不要になり、「汚濁水で作られた農作物」というイメージが払拭され、真の「諫干ブランド」が確立できる。
- ・戦後長年にわたる地元の懸案だった防災事業を全額国費で実施できる。
- ・湾内漁場環境の改善によって、着工来続けてきた4漁協への振興事業が不要になり、「水産県・長崎」の名声を呼び戻せる。
- ・環境保全活動を行っている全国の市民・NGOの長崎県への悪いイメージが払拭でき、調整池や堤防道路を観光資源に、また有明海を争いの海から「友愛の海」へ転換することができる。
- ・国にとっても、実効性のない有明海再生事業に年々30数億円も浪費する必要がなくなり、結果として県への一括交付金の財源幅が増加する。

<まとめ>

以上から、国会議員の皆さまへは、1) 臨時国会での有明海特措法の改正と新生評価委の立ち上げ、2) 来年度予算案への開門関連経費の計上と無駄な有明海再生対策費の削除、3) 農水省への開門準備への着手の指示、をお願いしたい。

問い合わせ及びデータ請求先 羽生洋三 ***-****-****

<http://www.justmystage.com/home/kenshou/index.html>